

生ごみ減量化処理機器 購入に助成金を交付

市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭から排出される生ごみや事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金を交付します。



【対象】(1) 市内在住で生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置している方
(2) 市内に事業所を有し、5キログラム以上の処理能力を有する生ごみ処理機器を購入し、市内に設置する方

【助成金額】(1) 処理能力が5キログラム/日以下の場合、購入金額が7,000円まで
購入金額の半額 7,000円を超えて1万2,000円まで一律3,500円 1万2,000円を超えて6万円まで購入金額の3分の1 6万円を超えるものは一律2万円

(2) 処理能力が5キログラム/日以上の場合、購入金額の3分の1の額または30万円のいずれか低い方の額 1,000円未満の端数は切り上げ。

【申し込み方法】購入を証明する書類(領収書等)、印鑑振込先金融機関(郵便局を除く)の通帳を持参して、直接ごみ対策課(八幡町2ノ10)へ申請してください。郵送での申し込みはできません。詳しくは同課業務係73・2117へ。

お忘れなく！ 軽自動車税の納期限は 5月31日です

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「平成16年度軽自動車税」の納期限は、5月31日(月)です。納税通知書は5月中旬に発送します。

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「平成16年度軽自動車税」の納期限は、5月31日(月)です。納税通知書は5月中旬に発送します。

で、通知書に記載されている金融機関または上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所でお納めください。

身体障害者・精神障害者または常時介護者で、減免を受けようとする場合は、納期限の7日前までに申請書を課税課(市役所2階)へ提出してください。

前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかると報告書提出された方は、引き続き減免を受けられます。

詳しくは同課市民税係73・2331・2332へ。

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域の中で社会福祉の向上を目指して活動する民間奉仕者です。また、児童委員も兼ねていて、児童相談所などと協力して児童福祉の向上にも努めています。

ご存じですか

5月17日(月)から23日(日)は「春の行政相談強調週間」です

この週間は、行政相談制度についてのPRと関係行事を積極的に実施し、広く市民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているものです。

行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が下記の通り行政相談を行います。役所の仕事などについて、「説明が納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や意見・要望を積極的に受け付けますので、ご利用ください。

【日時】5月12日(水)午後1時～3時(予約不要)

【会場】市役所2階相談室

【相談内容】年金・保険、道路、河川、郵便、登記、福祉など行政全般

上記以外でも定例相談日(奇数月の第2水曜日)に、行政相談を実施しています。行政相談委員は、電話での相談も受け付けます。お気軽にご利用ください。相談は無料です。

市の「行政相談委員」は次の方です。新藤智子722・2286 栄田征子71・2416 當麻好雄73・7430

このほか、下記の窓口でも相談を受け付けていますので、どうぞご利用ください。

総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」(0570・090110、ファクス03・5331・1761)

総務省のホームページ(アドレス=http://www.soumu.go.jp/)

東京総合行政相談所(03・3987・0229、西武百貨店池袋店内、休業日を除く毎日受け付け)

詳しくは広報課広報担当70・7708へ。

募集



市職員 (清掃作業)

市では、16年7月1日以降に採用する職員を下表の通り募集します。

【募集要項の配布】5月6日(木)～13日(木)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜日は除く)職員課市役所4階で

【願書申し込み受け付け】5月12日(水)～13日(木)の午前9時～午後5時に、本人が直接職員課(市役所4階)へ持参してください

職 種	募 集 員	受 験 資 格
清掃作業	若干名	・昭和49年4月2日以降の生まれで、高校卒業程度の学力および普通自動車運転免許(オートマチック車限定免許は不可)を有する方

【試験日】5月23日(日) 詳細は同課人事給与係70・7716へ。

【非常勤嘱託員(保健師)】
【勤務内容】市職員の健康相談業務等
【勤務時間】月16日以内の午前8時半～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【勤務場所】市役所本庁舎
【雇用期間】6月1日～17年3月31日(以降継続の場合あり。相談に心じます)

【報酬】当市規定による交

【応募方法】5月6日(木)～20日(木)の午前8時半～午後5時に市販の履歴書(写真添付)を職員課(市役所4階)まで持参してください。履歴書は返却しません。詳しくは同課研修係70・7716へ。

【応募方法】履歴書(写真添付)を保育課(市役所1階)へ持参してください。登録制のため履歴書はお返ししません。詳しくは保育課保育係70・7745へ。

憲法週間行事

講演と映画の集い

憲法週間にちなんで、東京都・東京法務局・品川区・東京都人権擁護委員連合会主催で人権問題の正しい理解と認識を深めるため、講演と映画の集いを開催します。

【日時】5月10日(月)午後1時半～5時

【会場】きゅりあん品川区立総合区民会館03・5479・4100(大ホール)品川区東大井5ノ18ノ1、JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線大井町駅下車



民生委員の日と定め、地域の方々の理解と協力ののもとに一層活動を強化し、地域福祉を推進しようとする。民生委員・児童委員の役割についてのPRに努めています。

詳しくは福祉総務課庶務係70・7741へ。

【内容】落語家の桂才賀氏の講演・少年院面接委員が語る現代青少年の心・今、社会は子どもたちに何をすべきか

【入場料】無料

不当請求による被害が急増しています

携帯電話・インターネットのアドルト情報について、不用意に相手方に連絡を全くと利用していない人、また間違えてアクセスしてしまったり、氏名や電話番号などの個人情報や伝えないよう支払請求を行う不当請求(架空請求)が急激に増えています。

単にアクセスしただけでは契約は成立しません。不当な請求には応じる必要はありません。

見知らぬ人からの連絡には、簡単に応じないよう心をつけましょう。

東京都消費生活総合センター 03・53235・1155へ。

携帯電話・インターネットのアドルト情報について、不用意に相手方に連絡を全くと利用していない人、また間違えてアクセスしてしまったり、氏名や電話番号などの個人情報や伝えないよう支払請求を行う不当請求(架空請求)が急激に増えています。

単にアクセスしただけでは契約は成立しません。不当な請求には応じる必要はありません。

見知らぬ人からの連絡には、簡単に心しないよう心をつけましょう。

東京都消費生活総合センター 03・53235・1155へ。